

## 塩山駅周辺空間利用実証実験業務委託仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、「塩山駅周辺空間利用実証実験業務」（以下、「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

### 2. 業務の背景

市は、「歴史文化を生かす賑わい拠点づくり～協働による歩いて暮らせるまちづくりの実現～」を目指し、平成30年度から国の社会資本整備総合交付金を活用した、塩山駅周辺地区都市再生整備計画(以下「計画」という。)に基づく事業を実施し、JR塩山駅周辺における「賑わい」の創出と継続に向けた取り組みを進めてきた。

現在、自動車の急速な普及により生活圏が拡大し、様々な選択肢を求めて、大型店のある市街地へ、賑わいや交流が流出している。よって昔ながらの賑わいのある風景が失われつつある。

また、計画策定時には想定していなかった新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々は感染リスクがある活動を制限され、外出を避けるようになり、観光客も激減し、賑わいが更に減少した。

こうした状況の中で、まちの賑わいを回復し、人々にとって「安心」や「癒し」がある「暮らしてよし」「訪れてよし」の滞在型空間が求められている。

### 3. 目的

本業務は、計画に示されたエリア内（「塩山駅周辺空間」という。）において、計画に基づき整備した公共施設や既存の公共施設、空き店舗を含めた民間の施設等を活用して賑わいの回復や地域の魅力発信を目的としたイベント等のソフト事業を実験的に実施し、それに対する評価を行い、アフターコロナも見据えた「塩山駅周辺空間」の利用の仕組みを構築し、地域のまちづくりに資することを目的とする。

### 4. 業務対象範囲

本業務は、別紙1に示す区域内において実施するものとする。業務の実施にあたっては、区域内の甲州中央防災広場「塩むすび」、於曾公園、塩つなぎギャラリーパーク、甘草屋敷、塩山駅前広場、民間空き店舗等を積極的に活用すること。

### 5. 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日（金）まで。

## 6. 準拠する法令等

本業務は、契約書及び関連する法令等を遵守し、実施しなければならない。

## 7. 委託者が所有する資料の貸与

本業務を実施するため、委託者が保有する資料が必要な場合には、借用書と引き換えに受託者に貸与するものとする。

## 8. 業務の内容等

### (1) 実験イベントの企画運営

以下のコンセプトに沿ったイベントを企画し、運営を行う。

#### ○ 実証実験のコンセプト

- ・ 「3. 目的」を遂行するために、「4. 業務対象範囲」内において、人が楽しく快適に過ごせる空間及び居心地の良い空間の創出のための企画であること。
- ・ 他の民間団体等によるエリア内の公共空間及び民間空間を活用した活動のモデルとなるものであること。
- ・ 周辺事業者や民間が主催するイベント等との連携を図ること。
- ・ 利用民間団体の掘り起こしにつながること。

#### ○ 実験イベントの企画運営上の注意事項

##### ① 事前準備、調整等

- ・ イベント運営に係る必要な物品を準備すること。
- ・ 参加者の募集、調整を行うこと。
- ・ 周辺住民、周辺事業者等をはじめ事前の周知を行うこと。
- ・ イベント開催に必要な許認可を得ること。
- ・ 受託者は、周辺事業者や民間が主催するイベント等打ち合わせ会等に参加し、調整及び連携を図ること。

##### ② 当日の運営方法と安全対策

- ・ 会場設営や片付けを含むイベント全体の運営を行うこと。
- ・ 事故防止のための安全対策と十分な感染症対策を行うこと。
- ・ 開催会場の施設等を傷めることがないように配慮すること。

##### ③ 実施日程

実施期間及び時間帯は、令和3年9月以降の4日以上の日数で提案するものとし、契約時に委託者と協議の上決定するものとする。

### (2) 実験イベントの検証

イベント参加者や来訪者等を対象に、アンケート調査を実施し、イベントに対する考え方やニーズ、満足度等の把握を行う。また、イベントの実施により明らかに

なった問題点や課題等を整理する。

(3) 塩山駅周辺空間の活用方法についてのマニュアルの作成

(2) の検証結果を踏まえ、今後の塩山駅周辺空間の活用促進に向け、イベント等を実施する際の共通のルールや、申請方法、公共空間の活用例などをマニュアルとしてまとめる。

(4) 塩山駅周辺空間及びその利活用のPRコンテンツの作成

塩山駅周辺空間の利活用のため、特性や魅力等を外部に向けて発信するPRコンテンツを作成する。なお、作成したコンテンツの著作権等の権利は委託者に帰属するものとする。

(5) 報告書作成

報告書は以下の項目を含むものとする。

- ・ 実施業務の概要（目的、想定される効果、実施手法など）
- ・ 業務の実施状況が分かる写真
- ・ 本業務遂行時において作成した成果物（計画書等）・制作物（広告記事など）
- ・ その他委託者が必要と認めるもの

9. 成果品

(1) 報告書A4版 3部

(2) 電子データ1式（CD-R又は同等以上の電子媒体）

10. その他

(1) 受託者は業務遂行にあたっては委託者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする。

(2) 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。

(3) 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議の上決定する。